

横浜ユニテッド・クラブの戦後

横浜ユニテッド・クラブは、横浜を代表するイギリス系の外国人クラブである。幕末期に設立され、慶応年間に海岸通り（現山下町）に移って以来、戦後まで山下町四番地にビルを所有していた。図書室や食堂に加え、ビリヤードなどの娯楽施設も備えていた。

建物は関東大震災の際倒壊し、一九二六（大正二五）年一二月に再建された（『横浜貿易新報』一二月一三日）。設計は、横浜で多くの建築に携わったアントン・レーモンドである。

クラブの建物は、戦時中には日本海



再建当時の横浜ユニテッド・クラブ
『YOKOHAMA』横浜市、1930年

軍によって、戦後は占領軍によって接収されたが、返還後はクラブ施設として復活した。その後、建物は再びアメリカ政府に貸し出され、アメリカ文化センター図書室となった後、一九六〇年代後半には空き家となっている（『中区明細地図 昭和四三年度版』）。そして、神奈川県民ホール（一九七五年開館）の建設にともなって取り壊されるに至ったのである。

チャールズ・ヘンリー・モース

戦後、横浜ユニテッド・クラブが再建された当時、その代表を務めていたのは、横浜生まれのイギリス人で貿易商のチャールズ・ヘンリー・モースであった。モースは、戦後接収解除に貢献するとともに、横浜商工会議所国際部で活躍し、横浜文化賞（一九六二年）・神奈川文化賞（一九六五年）を受賞している。一九七二年一月二日に亡くなり、その墓は山手の外人墓地にある。

モースの家族は帰国し、家屋と大量の書類が残された。この書類の一部が、弁護士仲介で当時の横浜市史編集室に預けられ、現在の横浜市史資料室に引き継がれた。山本博弁護士の証言によると、残っていた書類の大半は処分されたようだが、資料室に引き継がれた資料には、モースの経営するアド・ド・クラブをはじめ戦後モースが関わった諸団体の資料が多く含まれている。

決して多くはない戦後復興期の資料であり、また在日外国人の資料としてもたいへん貴重である。

このモースの資料によって、横浜ユニテッド・クラブの戦後について多くのことがわかってきたので、今回はその概略を紹介してみたい。

コロニアル・クラブ

横浜ユニテッド・クラブの土地・建物および備品類はすべて、一九四二（昭和一七）年三月一九日に敵国財産として日本政府の管理下に置かれた。そして、一九四四（昭和一九）年二月一日に、日本海軍によって接収された。山下公園とその一帯を海軍が利用することになったのである。この際、図書をはじめ備品類は売却されるか、運び出されて各所に分散して保管された。

クラブ関係者の外国人の多くが帰国するなか、モースは横浜生まれでもあったため日本に残り、戦時中は足柄上郡の収容所に入れられたという。

戦後、旧日本海軍施設であった山下公園とその一帯は、米軍によって接収された。横浜市の接収解除対策本部がまとめた『横浜市内接収地調査』によると、山下町四丁目の鉄筋コンクリート三階建ての元クラブ建物は、当時朝日信託銀行の管理下にあり、P. D. No. 515として、一九四五年一月二八日付で正式に接収された。接収後は、コロニアル・シビリアン・クラブとして使用された。



チャールズ・ヘンリー・モース
モース家資料（横浜市史資料室所蔵）

コロニアル・シビリアン・クラブは、占領下横浜に数々あったクラブのうち唯一軍属および軍関係雇用者向けのクラブだった。ある米軍人家族向けのパンプレットでは、建物はとても魅力的で設備も整っていると紹介されている（"Information for Dependents in Yokohama Area" 米国国立公文書館所蔵）。

横浜ユニテッド・クラブの再建

一方、戦後間もなく横浜に戻っていたモース等が中心となって、横浜ユニテッド・クラブの活動再開がはかられた。先に紹介したモースの資料中には、一九四六（昭和二一）年一〇月頃からクラブ関係の資料が残されており、一〇月八日には約三〇人の会員が集まり、クラブの再建について話し合ったことが記録されている。そこではまず委員会の選出を行い、クラブ財産の調査を行うとともに、接収中のクラブ建物に代わる場所を検討することにした。クラブ財産の多くは、散逸していた。備品・調度品の多くは旧日本海軍接収時に売却され、一部は近くの倉庫に保

管されていたが、空襲で焼失したという。七〇〇冊あったという図書は当初、ホテル・ニュー・グランドに運ばれたが、一九四五(昭和二〇)年六月二三日に横浜市などに売却された。そして戦後一九四六年初め頃、図書のほとんどは、横浜市目録やホテル・ニュー・グランドによって、米第八軍に寄贈された。しかし、その後寄贈された図書の多くは所在不明となった。

接収中のクラブ建物に代わる場所としては、ドッドウエル・ビルが候補に挙げたが、一九四六(昭和二一)年一月一七日に開催された委員会では、ビルの修復などに相当な金額がかかるためこれを断念し、クラブ建物の一部利用を模索することとなった。

翌一九四七(昭和二二)年一月九日に開かれた委員会では、GHQの民間財産管理局(CPC)の問い合わせに応じ、クラブの登録についてユナイテッド・クラブの本部がある香港に照会したことが報告されている。そして、クラブ財産の回復のためにも、クラブの正式な継承者であることの確認が必要であるとされた。

また、一五日の総会においては、当面の利用に関して、クラブの一室、できれば三階の食堂の占有を求めて第八軍と交渉を始めることになった。しかし、コロナル・クラブが占領軍施設であるため、一部ではあっても民間団体であるユナイテッド・クラブの占有は難しかった。その後、一九五〇(昭

和二五年二月頃には、ユナイテッド・クラブはコロナル・クラブの入会金や会費の調査を行っており、会員としての施設利用を考えたようである。そして、この問題は解決を見ないまま、返還の時まで尾を引くこととなる。

この間、クラブ財産の調査も続けられており、同一九五〇年二月二十五日付で朝日信託銀行が図書に関する報告書を提出している。それによると、第八軍に寄贈された図書のうち一二五〇冊は横浜市に返還され、一〇〇冊程度が米軍の施設であるオクタゴン・ライブラリーに加えられていることがわかった。残りについては、東京のナイル・キニック・スタジアム(国立競技場)の倉庫に保管されているという情報もあったが、確認は取れていなかった。その他、一九四九(昭和二四)年になって、横浜ユナイテッド・クラブのラベルが貼ってあるからと、約一五〇冊の本がある学校から返還されたという例も報告されている。



コロニアル・クラブのメニュー
モース家資料(横浜市史資料室所蔵)

この後、焦点はクラブ建物の火災・水害などに備えた保険の加入問題に移り、同年末にはコロナル・クラブ側が正式にこれを受け入れている。コロナル・クラブ宛四月一二日付の書簡で、ユナイテッド・クラブ側は、その建物がクラブのために特別に設計され、建築されたものであり、同じような建物を横浜で探しても他に代わるものがないことを強調し、建物の維持管理を求めている。先に紹介したように、設計はレーモンドであり、建物自体の魅力についても米軍のパンプレットが認めているところであった。

また、一九五一(昭和二六)年に入ると、横浜カントリー・アンド・アスレチック・クラブが、六月二六日付の書簡でユナイテッド・クラブに対し、横浜ヨット・クラブとの三者合同を提案してきた。戦後、占領軍兵士以外に横浜の在日外国人の数が限られている中で、三つのクラブがそれぞれ独立した活動を続けていくのは困難であると考えたのである。この提案を受けて、ユナイテッド・クラブは

翌日に委員会を開き、建物が接収されている現状では、この提案を現実的に検討することができないことを確認し、七月二日付で同趣旨の回答を送った。しかし、

この問題は、ユナイテッド・クラブの運営が行き詰まってくる一九五七(昭和三二)年頃に、再び浮上してくるようになる。

日米行政協定

以上のように接収下であるがために、ユナイテッド・クラブにできることは限られていた。一方、一九五一年初め頃から、平和条約締結の機運が高まると、接収財産の返還への期待がいよいよ現実的となり、状況は一変することになる。ユナイテッド・クラブもいち早く、一月一八日の委員会で、クラブ財産の所有権回復のための手続を始めることを決定した。その際、占有は問わないとしている。つまり、敵国財産であったことから、まず本来の所有権を確認し、返還に備えるということである。ところが、平和条約締結直前の八月二一日の委員会では、条約締結を機にクラブ財産の占有を取り戻す努力を続けることを確認している。すなわち、全面的な返還を目指すということである。

この時期のユナイテッド・クラブの会員たちにとっては、まずクラブそのものの再建が最大の課題であった。さらに、クラブの法人登録と建物その他財産の返還を実現し、そして自らの手によるクラブの自主的運営が追求されるようになったのである。しかし、コロナル・クラブや米軍側は建物を引き続き使用することを望んでおり、そ

のことが接収解除後の複雑な交渉をもたらすことになる。

翌一九五二(昭和二十七年)二月二十五日のユナイテッド・クラブ委員会では、クラブ財産の占有について議論された。その際、米軍が引き続きの使用を望んでおり、賃貸料を払う用意があることが報告され、米軍およびコロナリアル・クラブとの交渉を続けることを決めている。この間、二月二十八日にはいわゆる日米行政協定が調印された。これによって、米軍人の地位や、また接収施設を新たに提供施設として継続使用する根拠が明確に規定されたのである。

ただし、コロナリアル・クラブについては、提供施設としての継続使用はせず、五月に接収解除される予定となっていた。四月二十八日に平和条約発効を控え、米軍側は新たに賃貸契約を結ぶことを急いだ。コロナリアル・クラブ側は、月七〇〇ドルの賃貸料を支払う用意があるという。

コロナリアル・クラブから一年間の賃貸を申し入れる書簡を受け取り、ユナイテッド・クラブ側は三月三十一日の委員会での提案を受け入れる方針を決め、四月三日の臨時総会で議決することにした。実は、一九四七年以来委員会はたびたびコロナリアル・クラブを会場に開催されており、臨時総会も同会場が予定されていた。このことからわかるように、ユナイテッド・クラブの会員は日常的にコロナリアル・クラブに出入りしていたと思われる。会員のな

かには、仕事上で米軍と関係の深い者も多かったためであろう。このことが、かえって両者の関係を複雑にした。

ユナイテッド・クラブ側は、今回の賃貸契約の提案を、クラブの再建と財産所有権回復の努力の帰結とも考えていた。そして、一年間の賃貸を受け入れる前提として、当然ユナイテッド・クラブ会員がこれまで同様あるいはそれ以上にコロナリアル・クラブを使用できるものと考えていた。ところが、日米行政協定がその障害となったのである。

接収解除と返還

一九五二年五月一日、正式に接収が解除された。この段階では、接収が解除されたとはいえず、事実上コロナリアル・クラブの占有は継続されており、通常の接収解除のように所有者に直接返還はされていない。敵国財産として日本政府の管理下にあったため、日本側に返還されたということにとどまっていた。そこで、コロナリアル・クラブは、引き続きクラブを使用し続けることができるよう、組織の再編成に関する検討を開始した。日米行政協定によって、米軍施設使用の権利が厳密に規定されたからである。

コロナリアル・クラブを管轄するキャンプ・ヨコハマの上部機構であるセントラル・コマンド司令部によれば、ユナイテッド・クラブの会員は日米行政協定の第一条に規定された範疇には含まれず、第一条の規定も適用されな

いという。第一条とは、「合衆国軍隊の構成員」と「軍属」および「家族」を規定したもので、第一条は、それらの人びとの免税に関する規定である。つまり、米軍施設を利用する権利は、厳密に言えば第一条に規定された者のみにあるということであった。

この見解にしたがうと、ユナイテッド・クラブの会員には、コロナリアル・クラブのいかなる会員資格も与えられないということになる。ただし、ゲストとしての利用は考えられるが、その場合は、日米行政協定に規定された合衆国軍隊の構成員などに与えられる免税の特権は適用されず、全ての購入・支払いには日本の税金がかかることされた。

このコロナリアル・クラブの賃貸に関する提案は、五月二二日にGHQの承認を得たが、まだセントラル・コマンド司令官の承認が必要であった。ユナイテッド・クラブ側は六月二日の委員会で、ゲストとしての会員の利用が認められれば、この提案を受け入れて賃貸契約を結ぶ、ただし、認められなければ、臨時総会を開いて改めて協議することとした。ユナイテッド・クラブとしては、本来全面的な返還を受けて、自らクラブを運営することを望んでいたが、クラブ自体の体制の確立が不十分であったため、当面は賃貸を受け入れて、将来に備えようとしたのであろう。

一方、五月二九日には、日本政府当局からユナイテッド・クラブに対して財産目録が渡され、正式にクラブ財産

が返還された。これを機にユナイテッド・クラブは、香港での再登録に加え、日本国内での非営利団体としての登録について検討を始めた。そして、ユナイテッド・クラブ会員のゲスト利用を含む賃貸契約の交渉と、クラブの法人登録手続が、翌年四月まで並行して続けられることになる。

コロナリアル・クラブとの交渉

とくに賃貸契約を巡る交渉は、たいへん複雑な経過をたどる。クラブ施設の利用を望むユナイテッド・クラブ側の意向を受けたコロナリアル・クラブの提案は、いわば妥協の産物であり、日米行政協定を厳密に解釈するセントラル・コマンド司令部は不満であった。六月四日に開かれたコロナリアル・クラブの特別会議において、セントラル・コマンド司令部はこの提案は認められない旨を表明し、コロナリアル・クラブに対して日米行政協定第一条に規定されていない者との関係を断つよう求めた。

これを聞いたユナイテッド・クラブ側は、六日に委員会を開き、もはや会員はコロナリアル・クラブのゲストとしての特権を受けられないことを確認した上で、一日に予定されているコロナリアル・クラブとの合同会議において、クラブ施設を取り戻し、自ら運営することを申し出ることを決めた。一日の合同会議では、引き続き施設を利用したいコロナリアル・クラブと自らクラブを運営する体制の整っていないユナ

イテッド・クラブとの間で、妥協策が練られた。その一つは、賃貸料の値上げで、月二〇〇〇ドルまでという金額が提示された。もう一つは、両クラブの共同利用という形であった。

他方、ユナイテッド・クラブ側は、六月一六日から翌月にかけて数回開かれた委員会、会員資格と入会金・会費についての議論を続け、体制の確立を急いでいた。また、賃貸料についても、さらに三〇〇〇ドルへの引き上げを考えていた。

そして、六月一八日に開催された臨時総会では、建物の返還を定めることが決定されたらしく、翌一九日のコロナアル・クラブ理事会に出席したモース等がその旨を報告した。八月に入ると、六台のビリヤード台、二〇〇〇冊の図書、その他陶器・ガラス器などが返還されてきた。さらに、委員会も以後一貫してクラブの一室で開かれるようになり、ユナイテッド・クラブの施設に対する権利を認めざるをえない状況になっていた。また、七月一六日の委員会以降、社団法人としての登録が具体的に検討され始めた。

こうしてユナイテッド・クラブが、返還と自主運営を前提に法人登録、会員資格などについて議論を進めている間も、コロナアル・クラブはユナイテッド・クラブ会員の利用も認められる賃貸契約をあくまで追求していた。両者の協議のなかで、クラブの共同利用と、賃貸料を三〇〇〇ドルに値上げし、共

同利用が認められればその半分を免除するという案が作成され、極東軍司令官宛提出された。平和条約締結後、占領軍は在日米軍となり、極東軍司令部はこの在日米軍を統括していた。八月二一日の委員会では、ユナイテッド・クラブ会員のクラブ施設利用がすぐにも認められるだろうというコロナアル・クラブ側の見通しが報告されている。

米軍の決定

しかし、軍の検討は、しばらく時間がかった。次に委員会が開かれた一〇月一日には、コロナアル・クラブがユナイテッド・クラブ会員の完全な名簿を要求してきた。しかも、国籍とさらに在郷軍人であるかどうかの情報を含む名簿を求めている。やはり、軍は日米行政協定に規定された範疇に入るかどうかを再確認しようとしていたのである。一方、ユナイテッド・クラブでは、入会手続と法人登録の手続が進められ、返還財産に関する損害補償請求の準備も始めていた。

翌一九五三(昭和二八)年一月一二日、両クラブは、前年一二月一日から一年間の賃貸契約と協定書に調印した。賃貸契約には、ユナイテッド・クラブの全会員にコロナアル・クラブのゲストとしての特権を与えるという条項が含まれていた。他方、この契約は極東軍司令官の承認が必要であるとも規定されていた。二月二四日の委員会では、軍当局がこの契約と協定について再検

討していることが報告されている。そして、三月一日に至ってようやく出された極東軍司令部の結論は、不承認であった。極東軍は、共同利用あるいはゲスト条項を除く標準的な賃貸契約を望んでいたが、それが困難であるなら六月四日までにクラブを明け渡すことも表明していた。

コロナアル・クラブは、ユナイテッド・クラブ側にこの正式な決定を伝えるとともに、三月二三日に両クラブの合同会議を開くことを申し入れた。合同会議に先立って同日開かれたユナイテッド・クラブの委員会では、六月四日までにクラブを取り戻し、自分たち自身で運営する方針を決めた。しかし、自ら運営を再開することが、会員にとって重荷であることも率直に認めている。合同会議では、コロナアル・クラブ側が六月四日以降の共同利用を模索することを提案したが、ユナイテッド・クラブ側はこれに消極的で、臨時総会を開催して最終決定を行うことを伝えた。そして四月六日に開催された臨時総会において、共同利用やゲストとしての特権が認められない賃貸契約は拒否することにし、自らクラブを運営することが可決された。

こうして、平和条約の締結と接收解除を契機として、一年以上にわたる交渉が続けられたコロナアル・クラブの使用問題は、全面的にユナイテッド・クラブに返還されることで決着したのである。



山下公園・横浜港を望む 1963年 中央左の白っぽい建物が元横浜ユナイテッド・クラブ

広報課写真資料(横浜市史資料室所蔵)

横浜ユニテッド・クラブの復活と終焉

この後、実際にクラブ建物が開け渡された経緯は不明だが、間もなくクラブの運営は再開されたと思われる。一九五三（昭和二八）年三月付の社団法人認可申請書が残されており、その事業計画書によると、クラブの目的は「東西文化の交流接触国際親善の一助たらしめを期する」こととされ、「会館を所有して会員の集会及懇談の便に供する」、「東西知名の士を招き講演会を開催する」、「図書室を設け」、「娯楽及スポーツの器具を備へ」る、などの事



シルク・センター屋上から望む山下公園通り 1967年
手前から香港上海銀行、レストラン・ゼブラ、元横浜ユニテッド・クラブ、アメリカ総領事館
広報課写真資料(横浜市史資料室所蔵)

業を行うとされている。

その他一九五三年の資料を見ると、会員名簿を整え、タイプライターや洋酒の値段を調べるなど、クラブ再開の準備が進められていたことがうかがえる。さらに翌一九五四（昭和二九）年からは、食堂のメニューや、ブリッジ大会・映画上映会の案内、ピリヤード・ボーリングなど娯楽施設と図書室の案内、さらには月間の行事予定表など、クラブ経営の実際を示す資料が残されている。日本語教室や鎌倉彫・生け花などの教室が開かれていたのも、興味深い。これらの資料を見る限り、クラブの運営は順調に見えた。

ところが、一九五六（昭和三一）年になると、突然クラブ建物をアメリカ文化センターに貸し出すことが提案されている。そして、この問題は、やがてユニテッド・クラブそのものの存続の問題へと展開していくのである。同年八月二十九日に開催された臨時総会で、クラブの建物をアメリカ政府に賃貸し、翌年四月一日からアメリカ文化センターが使用することが明らかにされた。賃貸料は月四八万円であった。クラブを貸し出した後、ユニテッド・クラブはどうするのか。

この問題に関しては、「我々のクラブの将来」と題する通知を全会員に向けて送り、今後の方針についての意見を求めた。用意された質問は、別の施設でクラブの運営を続けるか、クラブの運営を停止するか、であった。

翌一九五七（昭和三二）年一月八日、臨時総会が開催され、先の調査の結果が報告された。三〇の回答があったなかで、七人のみが別の施設でクラブの運営を続けることを支持し、二三人がクラブの停止を支持した。また、内八人は他のクラブとの合併を支持していた。この結果を受けて、解散と継承と合併の三つの道が示された。しかし、当面三月末までに、賃貸に備えて図書やピリヤード台、ボーリングレーンなどを運び出し、どこかに預けなければならぬ。これを、横浜カントリー・アンド・アスレチック・クラブ（Y. C. & A. C.）に依頼することにした。この問題に関して、一五日にY. C. & A. C.と協議がもたれた。先のようなクラブの財産・備品類を預けるには様々な課題があることが議論された上で、両クラブの合併が最も望ましいと結論されたのである。二六日には、ダンスパーティーが開催されたが、それにはY. C. & A. C.と横浜ヨットクラブも参加した。そして、その案内には、これがおそらくクラブで開催される最後の行事となるだろうと記されていた。その後、アメリカ文化センターへの賃貸が始まるなかで、クラブ合併の計

画が検討されたが、その実現には会員の意思の確認が必要であり、また様々な法的手続が課題となっていた。そこで、一九五八（昭和三三）年二月一日開催の年次総会では、クラブ合併を実現するために弁護士やその他の専門家に依頼することを決定した。残念ながら、資料は翌一九五九（昭和三四）年二月二五日開催予定の年次総会議題を最後にとぎれている。結局、翌年まで組織として存続していることは確認できたが、合併計画がその後どうなったかを確認することはできなかった。

ただし、電話帳への記載を追っていると、横浜ユニテッド・クラブは一九五三（昭和二八）年から登場しており、一九五七（昭和三二）年からは「チャムバー」の注記が加えられ、一九六〇（昭和三五）年の『横浜市・川崎市職業別電話番号簿』では記載がなくなる。五七年頃から、クラブとしての運営はされなくなっていたと考えてよいだろう。合併を含めたその後の経緯を明らかにするには、新たな資料の発掘が必要である。

いずれにしろ、戦後のユニテッド・クラブでの営業は、一九五三（昭和二八）年から五七（昭和三二）年までの短期間に限られていた。短いながらも、その盛んな様子はモースの資料からうかがうことができる。今回は充分紹介することができなかったが、その実際の紹介はぜひ別の機会を期したい。